

実施主体との事前調整及び事務手続きについて（案）

～運営協議会開催日の3カ月前～

1. 事務局への事前相談（実施主体 ➡ 事務局）

実施主体へ主に以下の5点を確認

（1）実施主体の法人格の確認

特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）であるか

（2）利用会員名簿の確認（移動支援ニーズの確認）

次のイ～トのいずれかに該当し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者からの利用希望はあるか

イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（3）料金設定の確認

平成18年9月29日付け三運支局公示第10号「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」に沿った料金設定であるか

（4）運送区域の確認

（5）介護支援専門員等が作成するケアプラン等に基づく輸送か否か

2. （一社）三重県タクシー協会（伊賀支部）へ事前協議（事務局 ➡ タクシー協会）

新規登録の相談があった旨を連絡

3. （一社）三重県タクシー協会（伊賀支部）からの返答（タクシー協会 ➡ 事務局）

福祉有償運送の必要性について協議の上、協議結果を事務局へ連絡

～運営協議会開催日の2カ月前～

4. 事務局から実施主体へ連絡（事務局 ➡ 実施主体）

事務局から実施主体へ申請に係る資料の提出期日等を連絡

※この際、福祉有償運送の必要性が低いと判断される場合は、協議が調わない可能性が高い旨を伝える。

5. 申請に必要な書類の提出（実施主体 ➡ 事務局）

申請に係る資料を作成し、事務局へ提出

6. 申請書類の確認（事務局 ➡ 実施主体）

「福祉有償運送の登録に関する審査基準について（三運支局公示第16号）」の基準を満たしているかを確認し、書類の不備等がある場合、実施主体へ修正・再提出を依頼

～運営協議会開催日の1カ月前～

7. 申請に必要な書類の提出（実施主体 ➡ 事務局）

運営協議会開催日1カ月前までに修正後の書類一式を事務局へ提出

～運営協議会開催日の10日前～

8. 運営協議会委員へ資料を送付（事務局 ➡ 各委員）

各委員へ資料を送付

～運営協議会当日～

9. 運営協議会における協議

※介護支援専門員等が作成するケアプラン等に基づく輸送については、別添「介護輸送に係る法的取扱いについて」も参照し、協議を行うものとする。